八代市立第七中学校 「いじめ防止基本方針」 (改訂版)

平成26年5月策定令和3年4月改訂

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
- (1) いじめのとらえ方
- (2) いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 家庭や地域との連携
- (5) 関係機関との連携について
- 4 本校におけるいじめ等の実態
- (1) いじめの認知件数
- (2) 不登校生徒数の推移
- (3) いじめ問題等の実態
- (4) 学校評価より
- 5 本校におけるいじめの防止等のための取組
- (1) いじめの防止等の対策のための組織
- (2) いじめの未然防止のための取組
- (3) いじめの早期発見のための取組
- (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
- (5) 学校におけるいじめへの対処
- (6) いじめ問題対処の流れ
- (7) いじめの解消
- (8) いじめの防止等への取組の評価について
- 6 重大事態への対処
- (1) 重大事態の報告、調査、対処
- (2)調査結果の提供及び報告
- (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

7 基本方針の見直し及び公表

- (1) 基本方針の見直しの検討
- (2) 基本方針策定状況の確認と公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立第七中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組みます。

〈 いじめの防止等の対策に関する基本理念 〉

いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければなりません。

また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること を、生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に 重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の 下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物 理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当 該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法(法律第七十一号)(文部科学省)】

上記の「定義」を踏まえて、本校では、「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次 の点に留意します。

- ・いじめられた生徒の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子を きめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」 を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該生徒が関わっている仲間、集団等を指す こと。
- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景 にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目すること。
- ・インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行 為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為 を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、こ

れらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校 いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定されます。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要です。

(2) いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではありません。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもあります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もあります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努めなければなりません。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要です。いじめを生まない土壌をつくるために、全ての生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要です。

特に、生徒には様々な背景(障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等)がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められます。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、

心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められます。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての生徒に、「いじめ心(人をいじめたい心)やいじめへの不安感(いじめられたらどうしようという気持ち)等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要です。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要があります。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことです。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが求められます。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければなりません。また、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められます。

また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階から的確に関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する必要があります。 学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して生徒を見守る環境づくりを行うことが求められます。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校はいじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行わなければなりません。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に 関係機関等と連携して対応することが求められます。

このため、教職員は日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めて おくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要 です。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められますが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではありません。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれます。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要です。さらに学校は、全ての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められます。

(4)家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせません。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」 の視点から、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏 れがないか確認しなければなりません。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

(5) 関係機関との連携

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、学校や市教育委員会と関係機関の担当者との連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておくことが必要です。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取らなければなりません。

4 本校におけるいじめ等の実態

(1) いじめの認知件数

年度	件数
平成30年度	2
令和元年度	4
令和 2 年度	4

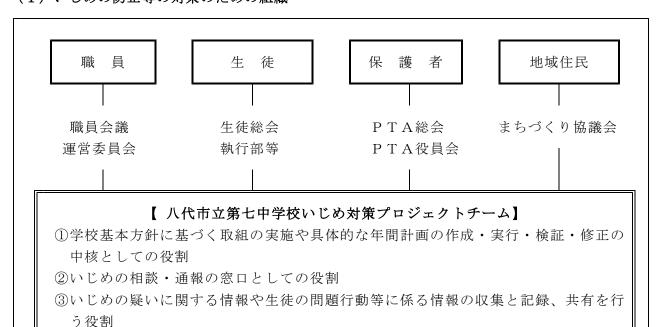
(2) 不登校生徒数の推移

年度	件数
平成30年度	0
令和元年度	4
令和2年度	9

*公立小中学校いじめアンケート及び心のアンケート集計及び解消状況等調査から

5 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織



④いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速 な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定 と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

構成員

〈企画、立案、アンケート結果の検証、いじめ問題への対応等〉 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事(担当)養護教諭 学年主任 外部の専門家等

いじめが起きた場合の対応チーム編成

| 校内対応チーム・・校長 教頭 教務主任 生徒指導主事(担当) 当該学年主任 当該学年生徒指導担当 当該学級担任 養護教諭 当該部活動担当等

拡大対応チーム・・校内対応チームに外部の専門家等を加えたチーム

(2) いじめの未然防止のための取組

居場所づくり(わかる授業)、絆づくりの実践

- ・生徒全員が安心して授業に臨めるように、職員で共通理解を図り、学習のルールを徹底さ せます。
- ・教科の特性等に応じて、少人数指導やグループ学習(班活動)、ペア学習など授業の持ち方 を考え、どの生徒にもわかる喜びを味わわせるような授業づくりに取り組みます。

イ 道徳教育の充実

・年間計画に従って、担任を中心に全職員で取り組みます。特に、6月に心のきずなを深め る月間では、「生命の尊重」を中心にして、取り組みます。

ウ 生徒会活動の充実

・生徒会執行部が中心となり、人権集会を2学期に実施し、そこで「七中いじめ根絶宣言」 を毎年見直していきます。

エ 小中一貫・連携教育の取組

- ・新入生中学校説明会を開催し、小学生が安心して入学できるように取り組みます。
- ・七中校区小中合同研修会を夏休みに開催し、小中学校で情報交換を行い、小・中連携した 取組を行っていきます。

オ体験活動の充実

・体育大会において、生徒の自主活動として、応援団の取組があり、異学年で交流をします。 異学年間で交流をしながらよりよい人間関係の構築ができるように教職員も生徒ともに取 り組みます。

カ 校内研修の取組

- ・校内研修で学校長より「いじめ」に対する学校としての認識や考え方を全職員に伝え、共 有し、本マニュアルをもとに、組織的な対応ができるように共通理解を図ります。
- ・Q-Uテストの分析を行い、テスト結果から見えてきたことを、人間関係づくりに生かし ていきます。

キ 生徒指導充実月間の取組

・4月の生徒指導充実月間(児童生徒理解と生徒指導の充実)では、職員研修等で生徒理解 の時間を設けて、全職員が生徒理解に努めます。また、4月にアンケートを実施し、生徒

- の様子を全職員で把握します。
- ・9月の生徒指導充実月間(命を守る月間)では、夏季休業中(8月)の登校日を利用し、 各学年部で宿題点検などを行い、場合によっては家庭訪問を行い、生徒がスムーズに2学 期に登校できるように取り組みます。
- ク 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用
 - ・「命を大切にする心」を育む指導プログラムを活用し、特に6月に心のきずなを深める月間 に全職員で取り組みます。
 - ・校内研修で、ゲートキーパー研修を受けた教諭により、研修を行います。

(3) いじめの早期発見のための取組

- ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施
 - ・生徒指導充実月間(4月)にアンケートを実施します。
 - ・年間3回の教育相談の前に、本校作成の「心のアンケート」を実施します。
 - ・11月の公立小中学校心のアンケート実施に伴い、担任・学年部で教育相談をします。
 - ・2 学期に、子どものサイン発見チェックリスト(県教育委員会作成)を全家庭に配布し、 保護者との連携を深めます。
 - ・Q-Uテストは、1年生は年間2回、2・3年生は1回、実施します。
- イ 校内相談窓口の設定と周知
 - ・校内に相談窓口を設置し、全生徒に周知します。

(相談窓口担当者:養護教諭、生徒指導主事)

- ウ 電話相談窓口等の周知
 - ・学校以外の相談窓口の案内は、生徒指導主事と担任が連携し、全生徒に適切に周知します。
- エ 特別支援教育の視点から
 - ・定期的なアンケートや日頃の観察において、気になることがあったら、速やかに、気づい た職員が、特別支援学級担任に報告します。

オー日々の観察

- ・本校作成の開拓魂(生活ノート)を活用し、担任が日記等で観察します。
- ・学校教育活動において、全職員が、あらゆる場面で生徒を観察し、気付きがあったら、気づいた職員が、担任(学年部)、必要に応じて、管理職・生徒指導主事に速やかに報告します。
- ・愛の $1 \cdot 2 \cdot 3 + 1$ 運動に担任を中心にして取り組みます。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	生徒指導充実月間(児童生徒理解と生徒指導の充実月間) アンケート実施			
	• 始業式	・年間計画の確認と	・年間計画の確認と	・年間計画の確認と
	・入学式	共通理解	共通理解	共通理解
	• 家庭訪問			・学級開き
5月	・集団宿泊教室			• 教育相談
	(1年生)			・集団宿泊への取組
6月	心のきずなを深める月間 校内心のアンケート実施			
	· 八代中体連総体	・心のきずなを深め	いじめ根絶のため	・心のきずなを深め
		る授業実践	の標語作成	る授業実践
7月	・終業式		八代地区人権同和	・性教育
			教育研究集会	・1学期のまとめ
8月	・ようこそ先輩			・宿題点検

9月	生徒指導充実月間(命を守る月間)					
	• 始業式					・ 2 学期のスタート
	• 体育大会					の取組
	· 八代中体連陸上				・体育大会の取組	
10 月	· 八代中体連盟	駅伝				・教育相談
	• 中学生音楽	教室				
11月			公立小	中学校「心の	Dアンケート」実施	
	・文化祭	いじめ	の完全解決	消への取組	◇Aブロック研	・学習成果発表会へ
	Ļ		-> > 1 - 1 / 1	17	・人権学習	向けての取組
12 月	人権月間					
	修学旅行(2	2年生)				・性教育
	•授業参観、第	懇談会				・2学期のまとめ
	・持久走大会					・心のアンケート後
	•終業式					の教育相談
1月	• 始業式					・3学期のスタート
			1			の取組
2月	· 立志式 (24	年生)				
	•授業参観、第	懇談会				
3月	• 卒業式		• 年間計	画の見直し	・小中連携会議	・1年間の振り返り
	・修了式				・年間計画の見直し	・年間計画の見直し

	総合的な学習の時間	生徒会活動	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月	生徒指導充実月	アンケート実施		
	・年間計画の確認と	○生徒会活動方針と	◎生徒理解	◇愛の1・2・3+
	共通理解	年	○生徒指導の共通理	1運動の実践
		間計画の共通理解	解	◇学校便り・学級通
		◇集会 (毎月実施)	○本マニュアルの共	信等での連携
		(生徒会執行部等)	通理解	・家庭訪問
		◇人権を確かめ合う	◇いじめ不登校対策	•授業参観
		日	委員会 (定期)	・ P T A 懇談会
		(毎月11日実施)	◇生徒指導部会	★本校基本方針の周
			(定期的に実施)	知(PTA総会及び
				本校HPへ掲載)
5月		• 生徒総会	・校内レポート研	
			・Q-U テストの実施	
6月	心の	きずなを深める月間	校内心のアンケート	実施
		・あいさつ動	・七中校区レポート	
		(生徒会執行部)	研	
7月	・職場体験	・人権集会		・授業参観、懇談会
	(2年生)	(生徒会執行部)		
8月			·七中校区小中合同	
			研修会	

9月	生徒指導充実月間(命を守る月間)						
		・体育大会の取組	・夏休み後の生徒理	・体育大会へ向けて			
			解	の協力体制			
10 月	• 校内高校説明会			・学習成果発表会へ			
	(3年生)			の協力体制			
	・文化祭への取組						
11月		公立小中学校心の	アンケート実施				
	・文化祭への取組						
12 月		人権月間					
	・修学旅行への取組	• 生徒会役員改選	・公立小中学校心の	・授業参観、懇談会			
	(2年生)	・人権集会	アンケートの分析				
		(生徒会執行部)	と対策				
1月	・進路の取組	· 生徒会執行部、専					
	(3年生)	門委員長交代					
2月	・立志式への取組	・給食集会		・授業参観、懇談会			
	(2年生)						
3月		・年間計画の見直し	年間のまとめ	・年間計画の見直し			
			・年間計画の見直し				

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

職員は、いじめを発見したり、生徒からのいじめの訴えがあったり、いじめの可能性があると判断した場合は学年主任や生徒指導主事、管理職への報告を行います。その後校長の指示の下、本校の本いじめ防止基本方針に準じて、対応します。「いじめ防止対策委員会」を速やかに開催し、学校組織全体をあげて対応・調査を行います。

また、重大事案でないと判断された場合も、例外なく実態調査を行い、生徒が安心して学校生活を送ることができるように、保護者・関係機関との連携を図りながら組織的に取り組みます。

イ いじめられている子どもへの対応

当該生徒の立場を配慮し、学校は被害者の味方であることを十分に認識させ、安心して話せる環境をつくり、いじめの実態について聞き取り調査を行います。聞き取りは複数の職員で行い、内容を記録します。また、被害者にもいじめの内容確認をし、事実の確認に努めます。その際、生徒の個人情報等の取り扱い、プライバシーについては十分に留意して、以後の対応をしていきます。

また、被害者の保護者にも、いじめ発見や訴えのあったいじめ事案について報告を行い、 被害者の保護者からも情報の収集を行います。

ウ いじめている子どもへの対応

いじめたとされている生徒からも事実関係の聞き取りを行い、事実であると認めた場合、行為に至った理由・原因を調査します。また、他の生徒の関わりの有無など詳しい内容についても確認を行います。調査は複数の職員で行い、内容を記録します。いじめ行為と判断された場合、加害者にいじめ行為であることを認識させ、被害者に与えた影響をしっかり考えさせます。その際、いじめは許されない行為であることや、命に関わる重大な問題であることを認識させます。速やかに加害者の保護者へ連絡し、事実確認を行い、職員が複数付き添い、保護者同伴で被害者への謝罪等を行います。

エ 周囲の子どもへの対応

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。身の回りにいじめが起こっていた場合、そのことを注意したり、誰かに知らせることが大切なことであることを、理解させます。また、いじめに対して、見て見ぬふりをしたり、それに同調してはやし立てたりすることは、いじめに加担する行為であることを理解させます。

万が一、加害者への聞き取り調査で、加害者以外に複数の生徒が加害していた場合、個別に聞き取り調査を行います。聞き取り調査の内容及び調査の方法は、加害者への対応と同様です。少なからず、いじめに関わっていたり、あるいは中心的な人物として関わっていたりした場合には、速やかに保護者に連絡し、職員が複数付き添い、保護者同伴で被害者への謝罪等を行います。

いじめの解決は、加害生徒と被害生徒の謝罪のみで終わるものではありません。再発防止のためにも、すべての生徒が、本校の集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係の構築に全職員で取り組みます。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

被害生徒から聞き取ったことをもとに、その日のうちに複数の教職員で家庭訪問を行い、被害者の保護者に、いじめ発見や訴えのあったいじめ事案について報告を行い、被害者の保護者からも情報の収集を行います。また、いじめられた生徒や保護者に対し、被害生徒を徹底して守り通すことや聞き取った内容等の秘密を守ることを伝え、できる限りの不安を除去するとともに、状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保することを確認します。いじめが改善する、もしくは解決したあとも、保護者との連携を取っていきます。

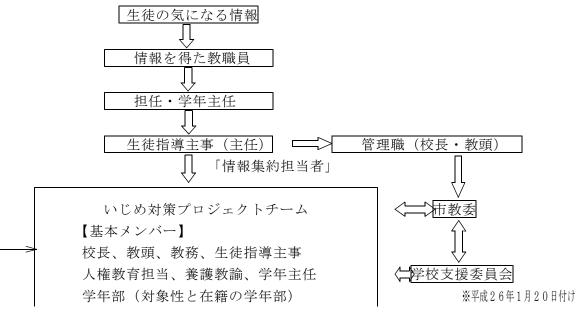
カ いじめた生徒の保護者への対応

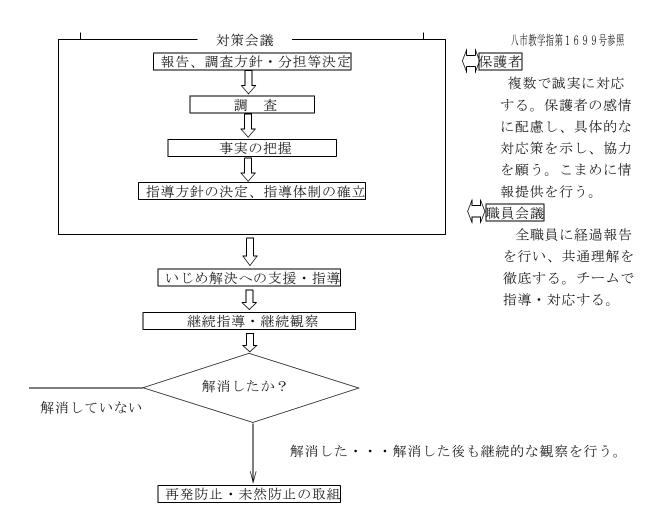
加害生徒からの事実関係を聞き取ったら、迅速に加害生徒の保護者へも複数の教職員で家庭訪問をし、事実関係を伝えます。その際に、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者に協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

ク 保護者全体への対応

いじめの事実に応じて、臨時の学級・学年保護者会を開催し、事案の内容と今後の対応・対策について説明し、理解・協力してもらいます。また、学校と保護者が連携を取っていじめ防止の啓発も行っていきます。

(6) いじめ問題対処の流れ





(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(ア)及び(イ)が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少 なくとも3か月を目安としますが、形式的な対処とならないように留意します。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目 安にかかわらず、市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害 生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

(8) いじめの防止等への取組の評価について

- ・毎年行っている、学校評価アンケートを活用して、保護者や外部からの意見を真摯に受け 止めて、取り組みの見直しを行います。
- ・校内研修等で取組を見直すときは、PDCAサイクルに沿って、見直していきます。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告、調査、対処

ア 重大事態の意味

(重大事態) 法28条より

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態となるいじめを受ける生徒の状況に着目し、以下に例示します。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合

(ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、 市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合もあります。)

○ 生徒や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになります。

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告します。また、市教育委員会は、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断します。

その際、主体がどちらになろうとも、市教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施します。

(ア) 調査主体が市教育委員会の場合

八代市いじめ防止等対策委員会は、事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(イ) 調査主体が学校の場合

学校が組織する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体とし、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとします。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要 に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査(初期調査)を実 施します。
- b 調査のための組織に必要に応じて専門家等を加えます。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とします。
- c いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分 な聴き取りを行います。
- d 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用します。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行います。
- f 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行い

ます。

g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図ります。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指しています。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられます。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先します(例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ち に停止させます。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要です。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて市教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められます。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手します。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等があります。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しかつ遺族の気持ちに十分配慮しなければなりません。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とします。

エ その他留意事項

重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要となります。その事態に関わりをもつ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもあります。そうした状況では、市教育委員会及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要があります。

また、遺族の心情に配慮するため、第3者による連絡調整や各種支援が円滑に行われる

よう必要な措置を講じます。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者へ情報を適切に提供します。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会及び学校は、他の生徒のプライバシー 保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、個人情報保護を理由 に必要な説明を怠るようなことがあってはなりません。

得られたアンケート結果については、いじめられた生徒及び保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。

イ 市教育委員会への報告 (※市教育委員会から市長に報告)

学校は調査結果を、市教育委員会を通じて市長に報告します。いじめを受けた生徒又は その保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文 書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

ウ 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会や学校の関係者は、得られた調査結果により、いじめられた生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対処マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処をします。

(3)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

上記(2) -イの報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「八代市いじめ調査委員会」(以下「調査委員会」という。)において行います。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。

また、当該学校について再調査を行った時、市長はその結果を議会に報告します。

7 基本方針の見直し及び公表

(1) 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

市としても、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の 基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「八代市いじめ防止等対策委員会」等の組 織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等の措置を講じます。

(2)基本方針策定状況の確認と公表

市は、市及び各学校における基本方針の策定状況を公表します。

